

検断関連史料の用語に見える「能」「所」小考

村瀬 貴 則

日本史学専門 博士前期課程 2年

1 はじめに

この度著者は名古屋大学文学研究科主催の奨学金制度「人文学フィールドワーカー養成プログラム」に採用された。同奨学金助成による本調査の目的は、中世西大寺関連史料の調査並びに写真撮影である。本調査は、次のような日程・場所で行われた。①2011年5月23日から24日の間、東京大学史料編纂所にて西大寺文書等の写真帳の閲覧、②同年7月16日から18日の間、奈良市西大寺において原文書の閲覧・写真撮影、である。

目下著者は、中世における西大寺（奈良市）、殊に西大寺僧の行った検断（警察と刑事裁判を合わせたような言葉）に強い関心を寄せて日本史学の研究を行っている。西大寺文書には検断に関わる史料が少なからず存在しているが、その中で、当然わたくしの浅識に依る所はあるとはいえ、よく意味が理解できず、また辞書等にも見られない言葉に二三遭遇した。本稿は、それらの言葉についての、微々たる途中報告である。

2 語史研究

ところで半世紀も前に書かれた佐藤進一氏の「歴史認識の方法についての覚え書」[1]をふとしたきっかけで読んだ時、語史研究に触れた中で、私はひどく氏のいわんとする事に共感した事があった。それは、自分の中世史研究者としての知識・経験の貧弱さを差し引いても、また現代と半世紀前との研究の進展状況の差を鑑みても、猶肯定できる内容であったのだが、以下にそれを引用する：

史料の正しい解釈には、その史料の構成要素たる用語の正しい解釈が先行することは論ずるまでもないことであるが、実際にはこのような言語の研究は余りにも貧困である。それは本来国語史の領域に属するものであろうが、中世の文書や記録に出てくる用語の研究は、いまだほとんど国語史に取り上げら

れていない。（中略）このような条件の下では、勢い歴史家は、個々の史料を利用する際に自分で用語例を蒐集し研究して、用語解釈に誤りなきを期さなければならぬ。

本稿が書かれたのが1958年でありその後、『時代別国語大辞典』（1974-）、『日本国語大辞典』（1972-）等が出版され、確かに文書・記録などの中世史料に見られる少なからざる言葉の意味は、労さずして知る事ができるようになったはずだが、そのような辞書を以ってしても、殊に中世史料用語に限って言えば、まだまだ意味の不明なものは多く存在するのであって¹⁾、研究歴の長短を問わず「自分で用語例を蒐集し」「用語解釈に誤りなきを期さなければならぬ」状況は現在でも変わっていないのではあるまいか。氏が「時宜」という用語の語史を辿り[2]、また『ことばの文化史』²⁾の編者の一人ともなったのは、氏が語史研究をも志しているからである。

私も氏などの志す語史研究に少しでも追随したいという思いから、中世検断関連史料に間々みられる「能」および「所」を使った熟語の二つ三つについてささやかながら考えてみたい。もとより、検断に関する研究は膨大に存在していて、本稿以前にこの事に触れた論文がすでに存在するかもしれない。しかし、『日本国語大辞典』その他目に付く優良な辞書に特に解説のない事により、この度披瀝する次第である。

3 能殺

まず応安⁽¹³⁷¹⁾4年に大和西大寺で起きた定賢房殺害喧嘩事件を取り上げてみよう。

当時西大寺には、「律家」、「白衣寺僧」という、互いに集団生成過程の異なる二つの僧侶集団が存在し、西大寺周辺の領域（西大寺領）の政治に関与していた。当然検断もかれらの行うべきところであり、両集団は度々検断に関して対立をしていたが、少なくともこの頃には律家側が主導的立場であった。故にこの事

件では律家側が、(犯罪行為を犯した)白衣寺僧側を処罰する結果になったのだが、律家側が後々の覚えのためにと事件の顛末を記録した一史料[5]は、事件の発端を次のように伝えている：

○史料1

定賢房殺害喧嘩間事

応安四年^亥六月四日^巳朔

右件子細者、白衣之寺僧等於_{龍池}祈雨之勤行修_レ之、即第三ヶ日暮大雨振、仍同四日朝、為_{雨喜}、会_{合于弁才天拝殿}、即於_{其席}、当座之口論也、定賢房發言、舍兄小輔房一方也、伊予房・覚宗房、為_{一方}返答、互及_{種々悪口喧嘩}者也、定賢房能殺之仁者、伊予房・覚宗房兩人也、³⁾

早魘の影響か、白衣寺僧達は「祈雨之勤行」を行い、結果「大雨振」った事により、同4日、「雨喜」のため「弁財天拝殿」に集合した。その時「当座之口論」・「喧嘩」が起こった。そして下線部は、定賢房を殺害した人物は、伊予房・覚宗房の二人である、と解釈してよかろう。ただ気になるのは、「能殺」の語である。定賢房が殺害されたのは、事書の「定賢房殺害喧嘩間事」や史料7の「定賢房^{打死}」から明らかであり、定賢房・小輔房と敵対する「一方」として伊予房・覚宗房があげられているのだから、後二人が殺害の実行者である。また、同史料には二人の刑罰について「於_{伊予房・覚宗房}者、既為_{能殺}上者、輒不_可及_{還住之沙汰}之由、同以_{衆儀}被_{治定}畢、」と、律家側は(西大寺領からの)追放刑を決定しているが、ここでの「能殺」は殺害を実行した人としてよい。すなわち、ひとまず能殺=①殺害、もしくは②殺害を犯した人物と理解して大過なからう。

次に別の史料[6]を見てみよう。文和3年⁽¹³⁵⁴⁾、西大寺において殺人事件が起こった⁴⁾。律家の僕従たる「下部」の「次郎入道」は、その頃度々盗みの噂があったが、白衣寺僧は検断権を行使(すると主張)し、次郎入道を死刑に処した(すなわち殺害した)⁵⁾。律家はこの事に猛反発し、(西大寺の本寺たる)興福寺の僧侶で、西大寺に対し一定の監督権を持つ西大寺別当・同少別当などを仲裁に巻き込んで、白衣寺僧側と鋭く対立するのである。次郎入道を殺害したのは、史料上で「張本三人」などと見えているから寺僧側の3人である。律家と別当側との交渉の過程で、両者は何通もの書状を取り交わしたが、この3人は「次郎入道能殺

三人」などと表現されている。①の意味である。

「能殺」は、西大寺文書以外にも見出すことができる。例えば興福寺、殊にその子院大乘院の検断に関する史料である『大乘院奉行引付』[7]の建武2年8月2日条には、

○史料2

昨日於_{北市辺}、小法師丸、為_{良善房}被_殺害候、能殺之_{躰加}重科之由、及_{金堂僉議}候(後略)

とあって、重罰に処せられる「能殺之躰」とは明らかに小法師丸を殺害した良善房の事であって、この場合①の意味に解してよい。

また永仁元年⁽¹²⁹³⁾、東大寺は強盗の取締りのため数箇条を定めたが[8]、その一条には、

○史料3

記録 寺中寺外強盗乱入可_{禁遏}子細事、

条々

(中略)

一、近来所々強窃多_レ之、然間依_{衆徒}之下知_レ、郷民等警固在_レ之、寺中寺外夜廻之時、雖_レ為_何何_対、怪異徘徊之輩、縦雖_レ及_{刃傷}殺害、於_{能殺刃之人}者、一切不_可レ有_{其咎}、是_休衆人之恐怖_故、

(後略)

最近は寺近辺の治安が悪いため、東大寺僧の命によって郷民が夜間警備に就く事がある。もしも、怪しい人物に遭遇し、刃傷や殺害に至っても寺としては一切処罰しない、とだいたい解釈できる。ここで「能殺刃之人」とは、(怪しい人物を刀で)切り殺した人と解釈する他なく、この場合「能殺」は①の意味である。

さて検断とは直接関係ないけれども、弘長2年⁽¹²⁶²⁾の「崇敬寺(現在の奈良県安倍文殊院)返牒案」[9]は、「童形・少人」に危害を加えた武士に対し、東大寺衆徒と共に崇敬寺衆徒も協力して武士に「呵責」を加える旨を、崇敬寺から東大寺に伝達した史料であるが、「武士」の事を「恨中猶恨、童形能殺之武士」(=にくらしい事の中でも猶にくらしい事は、童形を殺害した武士である)と表現していて能殺は恐らく①の意味で使われていると思われる。

さて、以上の事例により「能殺」という言葉が少なくとも鎌倉中期から南北朝期に渡って大和国において

殺害という意味（もしくは②の意味）で用いられていた事が言えたかと思う。しかし、本当に能殺を殺害と同義に捉えてよいかという僅かな疑問は残るのである。

4 仏教用語に見える「能」・「所」

とはいうものの、「能殺」と見える史料は私の知る限り上に挙げたものくらいで、中世語の宝庫たる『鎌倉遺文』でさえ先の「崇敬寺返牒案」一例のみであり、これらの用例だけから語意を確定するのは困難であった。また中村元『仏教語大辞典』には、「能殺」の項目があり、その意味として『理趣教』を典拠の一つとして挙げ「仏道を破壊したり、有情（生きもの）を殺すような、悪^{のうせつ}の心を滅ぼすこと。悪心を殺害すること。」とする。これにより、検断関連の史料に見える「能殺」は、仏典の用語から取り入れられた事が窺えるが、上記の意味といささか相違するのである。いままで見てきた事例は、悪人を殺害するという事例のみではないのである。ただ東大寺の例はこれに近いかもしれない。

しからば今度は「能」という漢字の意味を追求する事によって明らかになるかもしれない。よって漢字字典に見られる「能」の意味を一つ一つ当てはめてみたものの、どうもしっくりこない。そのような事を考えていた時、たまたま漢文の入門書[10]を読んでいて、次のような記述を見つけ思わず膝をうったのである：

「愛者」は「愛するもの」と読む。「所愛」は「愛するところ」と読む。さて、耳で聞いたとき、「愛するもの」と言うと、なんだか愛している相手のようになってしまう。ところが、漢文では、そういうことは絶対にあり得ない。「愛するもの」の「もの」すなわち「者」は、必ず、行為者、そのことを行う主体である。（中略）そして、その愛するという行為の対象となっているもの、（中略、それが）「所愛」である。（中略）この「所」と「者」という区別とは別に、仏教では論理の精密さを求めて、独特の区別をしている。それは、「能」と「所」との区別である。「能」は能動ということ、こちらが行うという意味である。そして「所」を「される」すなわち受動の意とする。「能動態」ということばが生まれてくるのは、こういうわけである。

ここでいう仏教用語とは、例えば「能化」「所化」を

あげる事ができよう。能化の「化」とは、「人を教え導き、また、道徳的、思想的な影響を与えて望ましい方向に進ませること」[11]という意味の「教化」の「化」であって、能化とは、教化という行為もしくはその主体、すなわち「主として仏・菩薩」や「一宗派の長老・学頭など」[12]である。逆に所化は、教化される行為もしくは行為の客体、すなわち「仏・菩薩が教化すべき衆生」もしくは「師の教えを受けている、修行中の僧。弟子。」[11]をいうのである。他にも「能依」「所依」など「能」・「所」を使った仏教用語は多い。

ここまで来れば、答えは自ずから明らかである。中世史料に見られる「能殺」は、そもそも仏教用語由来の言葉であろうが、その意味は、殺害という行為の主体すなわち殺人の加害者（②の意味）または単に殺害の加害行為（①の意味）を指すのである。よって最初の推定と大差ない結論になったわけだが、この「能」と「所」の意味を押さえておけば、「能殺」以外の「能」「所」を使った中世史料用語の語意判断のヒントになる場合がある。以下でそれを見ていこう。

5 能

行為の主体すなわち能動の意味での「能」を使った検断に関わる中世語は他にも存在する。

一つには「能体」である。この言葉はすでに『日本国語大辞典』[12]に取り上げられていて、典拠として『中臣祐賢記』文永2年7月3日条[13]

○史料4

（慶宗房実慶という僧侶が春日社境内で刃傷された事件に関し、春日社神官泰道から神官祐賢への書状）

於_二彼能体_一者、已為^(興福寺)_二寺家之御沙汰_一、被_レ召_二渡公文所_一候了、

および『経覚私要鈔』康正3年6月12日条[14]

○史料5

菩提山学衆春覚^(興慶)山村縁事云、為_レ進_二花於本堂_一、五更時分参_二本堂_一之処、被_レ殺害_二了、不_レ知_二能体_一之間、取_二付山僧_一令_二問答_一了、仍出_二所々軍勢_一畢、然惣山評定而、禅学廿四人書_二起請文_一、不_レ存知_一、若能体顕現者可_二誅伐_一之由令_二契約_一之間、軍勢退散云々、⁽¹⁴⁵⁷⁾6)

を挙げ、「犯人。また、その身柄。」と説明するが、問題なかろう。語源に関して説明を付け加えるならば、「能殺之体」という言葉が見られるように（例えば先に『大乘院奉行引付』より紹介した史料2）、「能体」はこれの略語なのであろう。しかし、史料4は殺害行為ではないのだから、この説明はあたらない。「能害」などという言葉があるのかもしれないが、今は保留にせざるをえない。

また一つには「能所」である。まず次の「春日社司注進状」[15]を挙げる：

○史料6

春日社
注進 条条
(中略)

一、社辺汚穢事

去年十二月、於_二御山内西辺_一、僧一人被_二殺害_一、
能所共不_二露顯_一之間、空送_二日月_一之處、所殺僧、
今寺僧盛覚^{聖玄房}所従之由、風聞矣、付之人盛覚
可_レ被_レ行_二御祓_一歟矣、

右、注進如_レ件、

仁治二年六月廿八日 権預中臣連祐成（以下略）

ここでの「能所」の意味を考えてみよう。能所は「仏語。能と所。主体と客体。能依と所依、^{のうま}能化と所化などの類」[12]と説明されるが、これより類推すると、本史料における「能所」とは「能殺」と「所殺」の事である。すなわち「能所共不_二露顯_一」とは、殺害の加害者は逃亡して見つからず、また被害者（「僧一人」）の方も身元が判明せず、両者共に明らかでない⁷⁾と解釈できる。次に先の西大寺の定賢房殺害事件を再度取り上げよう。喧嘩に加わった白衣寺僧達は、

○史料7

一、能所人数事、

小輔房^{被疵} 定賢房^{打死} 伊賀房^{被疵}

春宗房<sup>已上兄弟四人
二方也</sup>

伊予房 覚宗房^{被疵} 義円房<sup>已上兄弟
三人二方也</sup>

と書かれていて[5]、ここでの能所の意味は、刃傷・殺害行為の主体・客体という事である。先にも示したように、伊予房・覚宗房は殺害行為の主体すなわち、能殺であり、定賢房は殺害行為の客体、言い換えれば殺害されてしまった人すなわち、所殺と考える事がで

きる。ちなみにここでの「人数」は、人の数ではなく「ある条件にかなう人々」[12]という意味である。また、戦国期の法隆寺の検断の記録である『衆分成敗引付』[16]享祿3年1月19日条では、

○史料8

秦四郎^ト新三郎^ト口論^而、秦四郎、新三郎^ヲ刃傷、
又新三郎、秦四郎^ヲ令_二殺害_一畢、(中略)彼能所
二人被_レ処_二罪科_一、悉以検断畢、

と見え、16世紀に至っても「能所」が使われている事を知るのである。以上によって、検断関連史料に見える「能所」とは、刃傷・殺害行為における加害者および被害者という事ができよう。

6 所

「能」が検断関連の史料にしばしば見られる事を示してきたが、それでは「所」はどうであろう。「能」に比べて知りうる例は少ないが以下に若干述べてみたい。

すでに取り上げた「春日社司注進状」(史料6)に「所殺僧」とあって、これは明らかに「殺害された僧」という意味である。また『中臣祐賢記』文永2年10月25日条[13]には、「死人^重在_レ之、当時不_レ知_二所殺_一也」とあって、「所殺」の意味は先の「春日社司注進状」と同じである。

「所害」という言葉は、やはり先に示した「崇敬寺返牒案」[9]に見られる。重複するが該当箇所をあげると「恨中猶恨、童形能殺之武士、悲中至悲、勇士所害之少人」、すなわち「にくらしい事の中でも猶にくらしい事は、童形を殺した武士であり、悲しい事の中でもその極致は、勇士に危害を加えられた少人である」と解釈するのが適当である。対句表現の中に「能」「所」の意味が明瞭に理解できる一文であろう。但し、「所害」と見えるのは筆者の知る限りこの一例だけであり、頻繁に使用されていたかどうかはよくわからない。また「能害」という言葉もありそうだが、未だ見た事はない。

また「所対」という言葉もある。⁽¹³⁶⁰⁾延文5年7月、西大寺において白衣寺僧琳聖房永胤と春乙丸との間で喧嘩が起こり、刃傷沙汰に発展した。この事件に関し律家は両者の処罰について「任_二先規_一、為_二律家沙汰_一而、加_二罪科_一、追_二出兩人_一了、琳聖ハ、被_二刃傷_一、雖_二所対人_一、^{喧嘩ヲ}誼過戯論之由、依_二答申_一、同被_レ加_二罪

科―者也」と記している。いささか意味が取りにくいですが、春乙丸が永胤を傷害したのに、加害者の春乙丸はもちろん被害者の永胤をも処罰したのは、喧嘩から刃傷沙汰に発展したからだ、とする事ができようか⁸⁾。「所対」とは犯罪の被害者という意味ではないかと考えるが、史料が少ないため成案がない。また「対」の意味も不明である。当然「能対」という言葉も未だ見た事はない。

7 まとめ

以上述べてきた事をまとめると以下のようになる：

- ・中世史料特に検断に関する史料に間々見られる「能」「所」を使った用語は、仏教用語が元で生まれたらしい事。能は行為における主体を、所は客体を表す。
- ・「能殺」という言葉は、殺害の加害行為および加害者を表し、「所殺」は被害行為および被害者を意味する。
- ・「能体」は、「能殺之体」等の略語と考えられ、犯人、特にその身柄という意味である。

謝辞

この度の調査・研究で多くの方・機関にお世話になりました。東京大学史料編纂所には、写真帳を閲覧させて頂きました。西大寺並びに同寺佐伯俊源氏には、原本調査にご協力頂き、また佐伯氏からは有益な情報をいくつも御教授頂き深く感謝致します。本学古尾谷知浩先生には、今回の調査に多大なる便宜を図って頂いてだけでなく、修士論文研究においても惜しみない援助を頂いております。ここに記して感謝申し上げます。

注

- 1) また中世史料に頻出する用語であっても、現在、日本語辞典の中では質・量ともに最高を誇る『日本国語大辞典』(第二版)にすら記載されていなかったり、また記載があっても中世段階で使われていた意味が抜けていたりする事があるのは、辞典編集者として無謬であるはずがなく用語の解釈間違い・遺漏は当然起こり得るのは事実だろうけれど、歴史学者が史料を使って引き出したい情報と、辞書編集者たる言語学者のそれとの大きな隔たりが存在するゆえではなかろうか。すなわち、歴史学者は史料から歴史事実を構築する事に一番の興味・関心を置くのであって、一部を除き(田堵および名主の史料上における変遷など)ある史料用語がいつから使われだしてどのような意味の変遷を辿ったかなどは、あるいは興味の埒外であろうし、言語学者はその逆であろう。

- 2) 「刊行のことば」によれば、中世史学者が、それぞれ興味のある言葉を一つ選び、その「ことばの史的検証によって、中世という時代と社会の理解に資すべき手がかりを得」る事を目的に発刊された、という。
- 3) 圏点・下線・訓読点は筆者による。以下の史料また同じ。
- 4) この事件はすでに田中稔氏によって取り上げられていて[3]、中世西大寺においては、律家と白衣寺僧という二つの僧侶集団が存在するという事を明らかにした。中世西大寺史研究の嚆矢といってよい。
- 5) 中世社会における盗みに対しての刑罰は、現在のそれに比べて大変重く、死刑が行われる事が多かった[4]。
- 6) 菩提山正暦寺(奈良市)の僧侶春覚(興福寺の衆徒たる山村胤慶の縁者らしい)が、本堂に花を持参するため向かったところ、殺害されてしまった。能体=犯人が見つからないので、山村胤慶は正暦寺側と折衝するも、(示威行為のためか)軍勢を差し向けた。これによって正暦寺僧は評議し、「犯人については全く知らない。もしも能体=犯人が見つければ誅伐する」という約束を起請文という形で山村と交わしたため、山村は軍勢を引き上げさせた。
- 7) 『日本国語大辞典』[12]は、この史料を典拠として、「犯罪行為などの行為自体を表示する証拠・しるし。また、その行為の原因となったことがらや人間。」とするが適当ではあるまい。
- 8) 私の知るところ、中世社会では、いわゆる「喧嘩両成敗」が普通のものである。史料8では、秦四郎が死亡してしまったのにも関わらず、秦四郎を「罪科」に処している。なお死人に対しての「罪科」の具体的行為は史料に見えないが、他の事例を考えれば、秦四郎が保有するなんらかの土地の権利の剥奪がその一つであったであろう事は疑いない。

参考文献

- [1] 佐藤進一「歴史認識の方法についての覚え書」『思想』1958-2。同氏著『日本中世史論集』再録
- [2] 佐藤進一「『時宜』論のための予備的検証」『年報中世史研究』11(1986)。後「時宜(一)」と改題して『ことばの文化史〔中世1〕』に再録
- [3] 田中稔「西大寺における「律家」と「寺僧」一文和三年「西大寺白衣寺僧沙汰引付」をめぐって一」『仏教芸術』62(1966)
- [4] 笠松宏至「盗み」、網野善彦等著『中世の罪と罰』所収、東京大学出版会(1983)
- [5] 西大寺文書103函21号
- [6] 西大寺文書103函10号
- [7] お茶の水図書館所蔵、成篁堂文庫大乘院文書。活字化史料は、酒井紀美等著「成篁堂文庫(建武二年)興福寺大乘院奉行引付」『史苑』58(2)(1998)
- [8] 東大寺図書館所蔵東大寺文書未成巻文書2部77号、「東大寺満寺評定記録」。活字化史料は、堀池春峰監修『東大寺文書を読む』思文閣出版(2001)p.91
- [9] 古簡雑纂一東大寺尊勝院蔵。『鎌倉遺文』8812
- [10] 加地伸行『漢文法基礎』講談社学術文庫(2010)
- [11] 『デジタル大辞泉』小学館
- [12] 『日本国語大辞典第二版』小学館(2000-01)
- [13] 『春日社記録 日記一』所収、春日大社(1955)
- [14] 『史料纂集』経覚私要鈔第三
- [15] 春日社神事日記。『鎌倉遺文』5902
- [16] 法隆寺蔵。林幹彌『太子信仰の研究』に活字化